

【分配金のお知らせ】

2015年4月13日  
野村アセットマネジメント株式会社「アジア好配当株投信」の2015年4月10日決算の分配金について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

「アジア好配当株投信」(以下、ファンドといいます。 )の2015年4月10日決算の分配金についてご案内いたします。

基準価額は、2015年1月以降概ね12,000円を上回る水準で推移し、2015年4月10日現在では12,713円となりました。年初来の騰落率については、分配金を加味した基準価額(分配金再投資)は+6.9%となりました。今回の決算において、基準価額水準等を勘案し分配金を200円といたしました。

分配金額と基準価額は下表のとおりです。

## 【分配金】(1万口当たり、課税前)

分配金額 (前回決算)	200円 (100円)
決算日の基準価額	12,713円
決算日の基準価額(分配金再投資) (前回決算)	18,457円 (16,894円)
分配金額設定来累計	3,500円

前回決算:2015年1月13日、設定日:2006年11月15日

基準価額(分配金再投資)とは、当初設定時より課税前分配金を再投資したものとして計算した価額であり、ファンドの収益率を測るためのものです。したがって、課税条件等によって受益者ごとに収益率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮しておりません。

分配金は投資信託説明書(交付目論見書)記載の「分配の方針」に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

## 【基準価額の推移】

期間:2006年11月15日(設定日)~2015年4月10日、日次



基準価額(分配金再投資)とは、当初設定時より課税前分配金を再投資したものとして計算した価額であり、ファンドの収益率を測るためのものです。したがって、課税条件等によって受益者ごとに収益率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮しておりません。

— 上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。 —

## 【分配の方針】

原則、毎年1月、4月、7月および10月の10日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。

毎年1月および7月の決算時の分配金額は、分配対象額の範囲内で委託会社が決定するものとし、原則として配当等収益等を中心に安定分配を行なうことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合があります。

毎年4月および10月の決算時には、配当等収益等を中心とした安定分配は行ないませんが、基準価額水準等を勘案し、分配対象額の範囲内で委託会社が収益分配金額を決定します。

◆毎年4月および10月の決算時における実績分配には、安定分配部分は含めず、基準価額水準等を勘案した運用実績に応じた分配となりますので、分配金がゼロとなる場合があります。

毎年1月および7月の決算時には、経費控除後の配当等収益等を中心に安定分配を行なうことを基本としますが、以下の場合等は少額分配等となる場合がありますので、ご注意ください。

- ・組入れ銘柄の一定部分または大部分において減配などの事象が発生し、ファンドの配当等収益が低下した場合。
- ・ファンドの運用資産が大幅に変動した場合。

分配金は投資信託説明書(交付目論見書)記載の「分配の方針」に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

#### 《分配金に関する留意点》

- 分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。
- 投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

【ファンドの特色】

- 信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。
- 日本を除くアジア諸国・地域(韓国、台湾、香港、中国、シンガポール、インド等)の株式を実質的な主要投資対象<sup>※1</sup>とします。投資対象には、DR(預託証券)<sup>※2</sup>、優先株式、不動産投資信託証券および償還金額等が企業の株価に連動する効果を有するリンク債等も一部含まれます。また、アジア諸国・地域の周辺諸国・地域の有価証券等に投資する場合があります。  
※1「実質的な主要投資対象」とは、「アジア好配当株投信 マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。  
※2 Depository Receipt(預託証券)の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。  
DRは、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。
- 配当利回りに着目し、高水準のインカムゲインの獲得と中長期的なキャピタルゲインの追求を目指します。
- 株式への投資にあたっては、配当利回りが市場平均を上回る銘柄を中心に、配当の安定性や成長性、企業の業績などのファンダメンタルズ、株価の割安性(バリュエーション)等に関する評価・分析により、投資銘柄を選別します。
- ポートフォリオの構築にあたっては、個別銘柄の流動性等を勘案しながら銘柄分散を図るとともに、国別配分および業種別配分については、投資比率が過度に集中しないように一定の配慮を行なうことを基本とします。  
◆銘柄の入れ替えは適宜行いますが、ポートフォリオの平均配当利回りは市場平均を上回る水準に維持することを基本とします。
- 株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。  
投資環境、資金動向等を勘案して、一時的に株式の実質組入比率を引き下げる場合があります。
- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ファンドは「アジア好配当株投信 マザーファンド」を通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。
- マザーファンドの運用にあたっては、ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッドに、運用の指図に関する権限の一部を委託します。
- 原則、毎年1月、4月、7月および10月の10日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。  
※ファンドの分配金は投資信託説明書(交付目論見書)記載の「分配の方針」に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。  
また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。  
資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

【投資リスク】

ファンドは、株式等を実質的な投資対象としますので、組入株式の価格下落や、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落することがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替の変動により基準価額が下落することがあります。

したがって、投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

【お申込メモ】

- 信託期間 平成34年4月11日まで(平成18年11月15日設定)
- 決算日および収益分配 年4回の決算時(原則1月、4月、7月、10月の10日。休業日の場合は翌営業日)に分配の方針に基づき分配します。
- ご購入価額 ご購入申込日の翌営業日の基準価額
- ご購入単位 一般コース:1万口以上1万口単位(当初元本1口=1円) または1万円以上1円単位  
自動けいぞく投資コース:1万円以上1円単位  
※お取扱いコース、ご購入単位は販売会社によって異なる場合があります。
- ご換金価額 販売会社の営業日であっても、申込日当日が、下記のいずれかの休業日に該当する場合には、原則、ご購入、ご換金の各お申込みができません。  
・香港取引決済所 ・台湾証券取引所
- お申込不可日 個人の場合、原則として分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の譲渡益に対して課税されます。ただし、少額投資非課税制度などを利用した場合には課税されません。なお、税法が改正された場合などには、内容が変更になる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 課税関係

【当ファンドに係る費用】

(2015年4月現在)

◆ご購入時手数料	ご購入価額に3.24%(税抜3.0%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 *詳しくは販売会社にご確認ください。
◆運用管理費用(信託報酬)	ファンドの純資産総額に年1.188%(税抜年1.1%)の率を乗じて得た額が、お客様の保有期間に応じてかかります。
◆その他の費用・手数料	組入の有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、外貨建資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、ファンドに関する租税等がお客様の保有期間中、その都度かかります。 ※これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。
◆信託財産留保額(ご換金時)	1万口につき基準価額に0.3%の率を乗じて得た額

上記の費用の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に依りて異なりますので、表示することができません。  
※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

【ご留意事項】

- ・投資信託は金融機関の預金と異なり、元本は保証されていません。
- ・投資信託は預金保険の対象ではありません。
- ・登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金制度が適用されません。

◆設定・運用は

野村アセットマネジメント

商号:野村アセットマネジメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第373号  
加入協会:一般社団法人投資信託協会/  
一般社団法人日本投資顧問業協会

ファンドの基準価額等についてのお問い合わせ先:野村アセットマネジメント株式会社

★サポートダイヤル★ ☎0120-753104

(受付時間)営業日の午前9時~午後5時



★インターネットホームページ★

<http://www.nomura-am.co.jp/>



★携帯サイト★

<http://www.nomura-am.co.jp/mobile/>



当資料は、ファンドの運用実績に関する情報の提供を目的として野村アセットマネジメントが作成したものです。当資料中の記載事項は、全て当資料作成以前のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。当資料中のいかなる内容も将来の運用成果または投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。ファンドは、株式等の値動きのある有価証券等に実質的に投資します(また、外貨建資産に投資しますので、為替変動リスクもあります。)ので基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。ファンド運用による損益は、すべて受益者に帰属します。お申込みにあたっては、販売会社よりお渡りする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

# アジア好配当株投信

## お申込みは

金融商品取引業者等の名称	登録金融機関	登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
株式会社青森銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第1号	○			
株式会社足利銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第43号	○			
株式会社宮崎銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第5号	○			
株式会社徳島銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第10号	○			
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	
岡地証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第5号	○			
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第20号	○			
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○		○	
野村證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第142号	○	○	○	○
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第152号	○			

※上記販売会社情報は、作成時点の情報に基づいて作成しております。

※販売会社によっては取扱いを中止している場合がございます。